

2019年度協約改訂交渉を全組合員で闘おうシリーズ②

第1回協約・協定改訂団体交渉 交渉始まる！

本部は8月20日、2019年度協約・協定改訂に向けた第1回団体交渉を開催し、労使が今交渉に対する主旨について明らかにしました。今後、会社が2020年4月に実施するとしている「新人事・賃金制度等」の見直しに対する改善を含めた、組合員・社員の切実な要求項目について交渉していきます。第2回団体交渉は8月28日13時30分からです。

主な要求項目

- ★65歳まで定期昇給を行うこと。調整手当及び扶養手当を支給すること。
- ★50歳に達した社員は、全員C1等級以上に昇格させること。
- ★祝日手当は現行通り支給すること。
- ★新幹線の車掌乗り組みを各列車3名体制とすること。
- ★「1時間前出勤」等の懲罰はやめること。
- ★本来業務に支障をきたし年休抑制となるワンステップ活動を廃止すること。
- ★年休を失効しない要員を確保すること。
- ★全職場で前月10日までに翌月の休日指定予定日を公表すること。
- ★全職場で前月25日9時までに翌月の勤務を確定し発表すること。
- ★乗務員の在宅休養時間、泊行路の睡眠時間を確保すること。
- ★勉強会、訓練会に要する移動時間を労働時間とすること。
- ★C2等級以下にB年限を設けること。
- ★区分「専任V」を撤廃すること。